

『給付奨学金継続願』の提出手続きについてのお知らせ

日本学生支援機構給付奨学生は、毎年1回、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、願い出る必要があります。これを「給付奨学金継続願」の提出（入力）手続きといいます。提出（入力）対象者は期限までにスカラPSから「奨学金継続願」を提出（入力）してください。

なお、期限までに未提出の場合、令和3年4月から給付奨学金の振込みが止まり、給付奨学生の資格を失うこととなりますので、注意してください。

1. 提出（入力）対象者

令和2年10月末現在、以下の者

- 日本学生支援機構給付奨学金が「振込中」または「保留中」の者
- 日本学生支援機構給付奨学金が「停止中」の者

*対象外者

- ・令和2年度3月満期者（支給期間満了者）
- ・日本学生支援機構給付奨学金が「休止中」の者
- ・令和2年11月以降の採用者
- ・令和2年11月以降に給付終期延長

2. 提出（入力）期限

令和3年1月22日（金）

※上記の期限までに、やむを得ずスカラPSでの提出（入力）ができない場合は、令和3年1月8日（金）までに、学務部学生支援課生活支援係（連絡先後掲）へ申し出てください。

3. 提出（入力）方法

(1) 「『給付奨学金継続願』の提出手続きについて(※)」を確認のうえ、「スカラPS」で「給付額通知」の内容を確認する。

(※) 本学「奨学金制度」のホームページからダウンロードしてください。

新制度と旧制度で内容が異なりますので、該当する方をご確認ください。

URL : <https://www.chiba-u.jp/campus-life/payment/scholarship.html>

(2) 「『給付奨学金継続願』入力準備用紙(※)」に回答を下書きする。

(※) 「『奨学金継続願』の提出手続きについて」に含まれています。

(3) スカラPSにログインする。

URL : <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

(4) スカラPS「奨学金継続願提出画面」から提出（入力）する。

(5)必要書類を提出する。

①「生計維持者の住民税（非）課税証明書」

- 令和元年の所得に基づく令和2年度の市区町村民税の所得割額が分かる証明書が必要です。
- 生計を維持している人（父母ともにいる場合は両方）の証明書を準備して、提出してください。父母ともにいる場合は、無職無収入であっても必ず両方の証明書を準備して、提出してください。
- 奨学生番号が519または520から始まる方で、生計を維持している人のマイナンバーが「提出済」の者は提出不要です。

②「自宅外通学に関する証明書」

自宅外月額を支給を受けている人は、自宅外通学であることがわかる書類を提出する必要があります。

- 本人の住民票を現住所に移している場合
→生計維持者と本人の住民票
- 本人の住民票を現住所に移していない場合
→生計維持者の住民票と本人の住所がわかる公共料金の請求書（写）

4. 継続手続きの結果について

「継続」「警告」「停止」「廃止」の4つに分かれます。

詳細は「『給付奨学金継続願』の提出手続きについて」を参照してください。

結果は2021年4月下旬に通知予定です。

5. 注意点

- 「『給付奨学金継続願』の提出手続きについて」には必ず全て目を通し、重要事項を確認してください。
- 給付奨学金（新制度）の要件に該当しない場合、引き続き現在受給している給付奨学金（旧制度）を受けられます（「廃止」等の場合を除く。）が、「給付奨学金継続願」は必ず“継続を希望します”を選択し提出（入力）する必要があります。
- 給付奨学金（新制度）に採用され切り替えが行われると、現在の給付奨学金（旧制度）は支給が終了し、給付奨学金（新制度）の振込みが始まります。
- 令和3年4月以降の奨学金の継続を希望しない方は、「給付奨学金継続願」に入力の際に、「給付奨学金の継続を希望しません」を選択してください。

〔問合せ先〕

千葉大学学務部学生支援課生活支援係

E-mail : gakushi-shougaku@chiba-u.jp

※学生証番号及び氏名を明記のうえ、学生本人から問い合わせてください。

令和2年度 継続手続きチェックリスト

【データ入力前】

□スカラネット・パーソナルにログインできますか？

- ・未登録の方は新規登録してください。ID、PASS はご自身で設定してください。

□所定の期日までに入力していますか？

- ・期日を過ぎた場合は、原則給付奨学金の振込みが止まります。至急、学務部学生支援課生活支援係までご相談ください。

【データ入力中】

□「奨学金継続願」提出後、「受付番号」が画面に表示されましたか？

- ・受付番号が表示されていなければ、入力は完了していません。表示された番号は、記録を取っておいてください。

□併給者は、全ての奨学生番号についてそれぞれ入力しましたか？

- ・全ての奨学金番号について入力が必要です。

【データ入力後】

□学生ポータル及び大学に登録してある連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）は最新のものですか？

- ・不備があった場合、上記連絡先に電話またはメールによりご連絡します。
学務部学生支援課生活支援係（043-290-2169、2175 及び 2178）から着信があった場合は、必ず折り返しご連絡ください。
対応いただけなかった場合、手続不備による廃止となり得ますので、ご注意ください。

【書類提出について】

□生計維持者の（非）課税証明書の提出が必要ですか？

- ・提出が必要な場合、学生支援課へ提出してください。

□自宅外月額の受給を受けていますか？

- ・自宅外であることがわかる書類を1月24日までに学生支援課まで提出してください。

【適格認定について】

□「給付奨学金継続願」提出後、学業成績等に基づき、以下のように認定されます。

- ① **継続** → 給付奨学金の支給は継続されます。
- ② **警告** → 給付奨学金の支給は継続されます。
後日、「処置通知」を交付します。
学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。
- ③ **停止** → 貸与奨学金の交付が停止されます。
後日、「処置通知」を交付します。
学業成績が回復した場合は、貸与奨学金の交付が「復活」することがあります。
- ④ **廃止** → 貸与奨学金の交付が取り止められます。（奨学生の資格を失います。）
後日、「処置通知」を交付します。